

男女共同参画の更なる推進について

坪井 仲治（みどり21）



社会基本法第2条によると、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会」と謳われています。菊川市では、第4次男女共同参画プランをこの考え方を基本として、スタートさせた。

❶ 事業所としての男女共同参画に対する市役所の取り組みは。

❶ 市役所では、出産や育児の際に利用できる休暇制度等をまとめたハンドブックを作成し、周知をしている。結果としては出産にもなう離職はなく、男性職員の育児休業取得率も伸びてきている。

❷ 地域社会における男女共同参画の推進で、地域活動や地域づくりのプロセスに女性の意見を取り入れ反映できる体制の構築、特に

自治会への参画の推進に関する施策は。

❶ 連合自治会組織への女性の起用については、今後の検討課題とする。

❷ 固定的な性別役割分担意識や性差に関する固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）をなくすための事業は。

❶ 学習指導要領に基づいて、性教育を小学校や中学校の保健の授業を中心に行っている。思春期における性意識の変化と性に関する適切な態度や行動の選択など、自ら考え判断する意思決定の力を育てている。



地域の交通安全の取組み

西下 敦基（市民ネット）



交通安全対策は様々な機関が関係していることもあり、情報を一元化して、最適な対策・対応を行うていくことが重要である。

❶ 仮称「菊川市通学路危険箇所マップ」の公表や「要対策箇所整備進捗リスト」を学校ごとで活用できているかなど取り組みの現状は。

❶ 毎年度実施している交通安全対策検討会の結果に基づき関係部署と通学路点検箇所の公表方法について検討を重ねており、先進地事例を参考に研究しているところである。

各学校ではリストではなく通学路安全対策調査表により自治会長やスクールガードに連絡することや、危険箇所を児童生徒に直接指導するために活用している。

❷ 国土交通省の情報では、交通事故死者数全体の約半分が歩行中や自転車乗用中で、さらにその半数が自宅から500m以内となっている。一方、自動車の速度が時

速30km以下の場合、死亡事故の確率は4分の1に大幅に減少している。現状、スピードを出して通り抜けが行われる危険な生活道路があると感じており、最高時速30kmの区域制限を設定していくことを地域と検討していくべきと考えるが見解は。

❶ 通り抜けが行われている危険な生活道路がある場合は、自治会から地域支援課へ情報を提供していただいている。地域と市、交通規制を行う警察で現状を確認しながら必要な対策を協議している。

他に「防災力向上と懸念事項」について質問しました。

